

# リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン

平成21年3月(平成26年9月一部改訂)

公益財団法人古紙再生促進センター・一般社団法人日本印刷産業連合会

## 1. 本ガイドラインについて

### 1.1. 目的

本ガイドラインは、リサイクル対応型印刷物の普及促進を目的として、主として印刷物発注者による利用を想定し、リサイクル対応型印刷物を製作するための考え方、手法、様式等をまとめたものです。

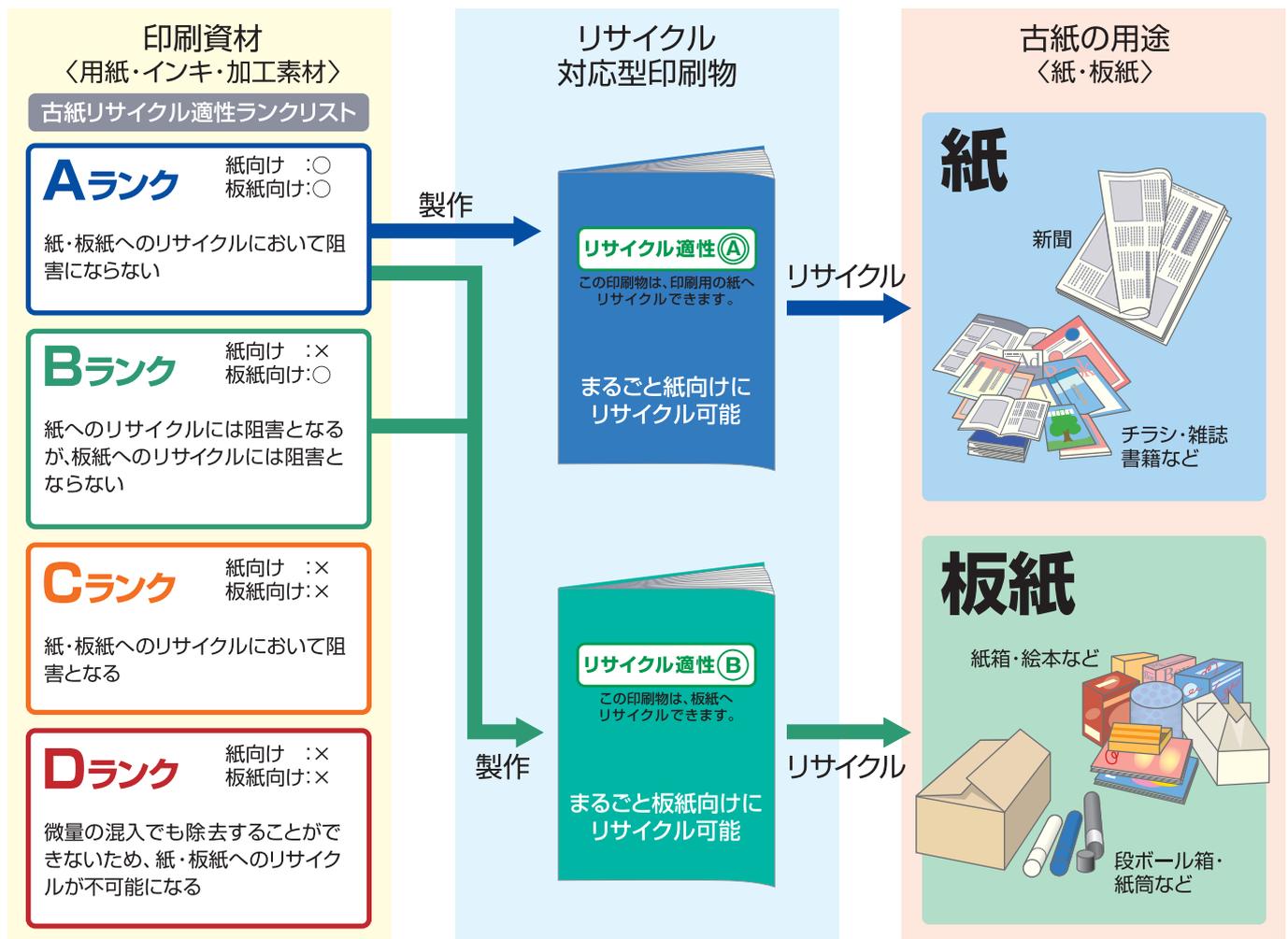
### 1.2. リサイクル対応型印刷物の概念とリサイクル適性

本ガイドラインでは、日印産連「印刷物資材『古紙リサイクル適性ランクリスト』規格」(以下、ランクリスト)のAまたはBランクの資材のみを用いた印刷物をリサイクル対応型印刷物とします。リサイクル適性は以下の通りとなります。

■ Aランクの資材のみを用いた印刷物 ⇒ リサイクル適性 (A): 印刷用の紙へリサイクルできます。

■ AまたはBランクの資材のみを用いた印刷物 ⇒ リサイクル適性 (B): 板紙へリサイクルできます。  
(リサイクル適性 (A) の場合を除く)

### リサイクル対応型印刷物の概念

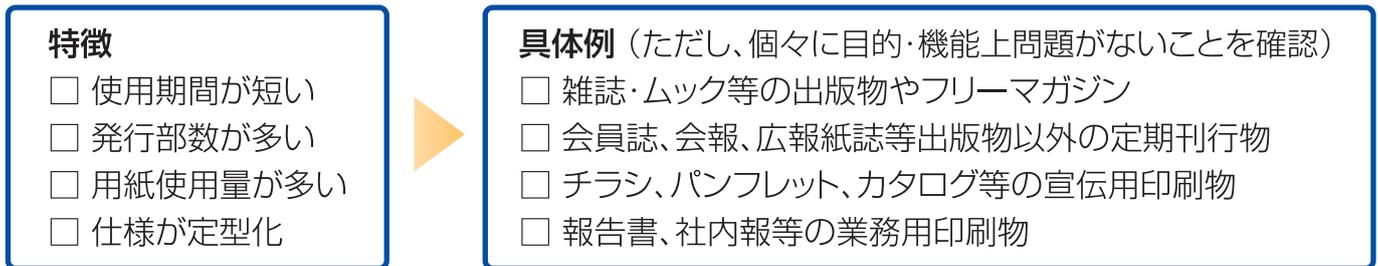


### 1.3. リサイクル対応型印刷物の対象

本ガイドラインでは、リサイクル対応型印刷物による古紙利用促進効果の観点から、とくに、使用期間が短いことが明らかで、発行部数が多い、1部当たりの用紙使用量が多い、仕様が定型化している（定型化が容易）等の条件に合致する場合に、個々に印刷物の目的・機能上問題がないことを確認の上、リサイクル対応型印刷物としての製作を推奨します。

なお、本ガイドラインでは、基本的にオフセット印刷を想定しています。

#### リサイクル対応型印刷物の対象



## 2. リサイクル対応型印刷物に使用できる印刷資材

### 2.1. ランクリスト

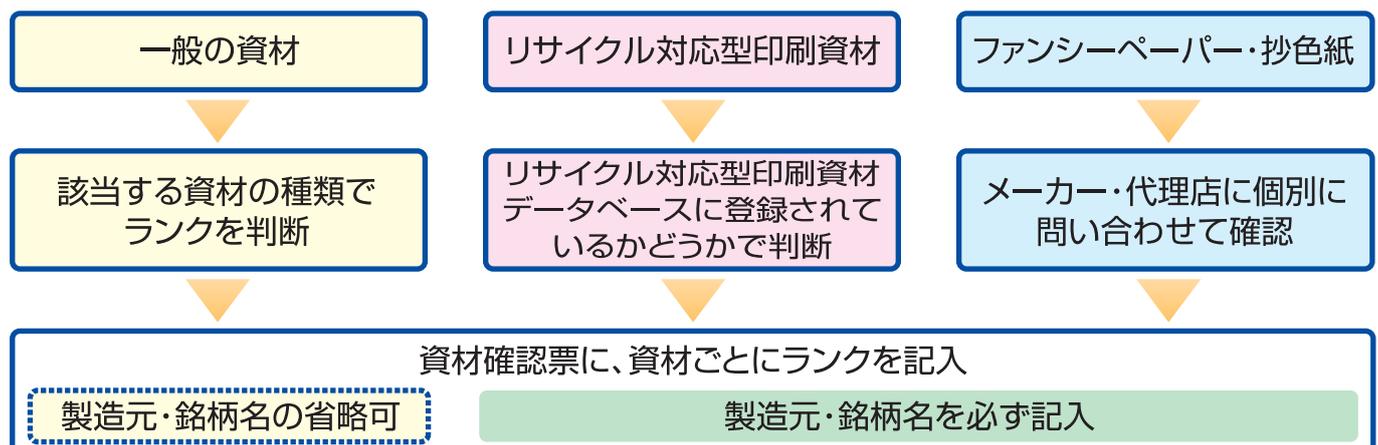
ランクリスト記載の資材のうち、リサイクル対応型印刷物に使用できるのは、AまたはBランクの資材です。

■基本的には、製品の銘柄ではなく、資材の種類ごとにランクが決まっているので、使用する資材がどの種類に該当するかでランクを判断してください（たとえば、「アート紙」であれば、銘柄を問わずAランクとなります）。

◇「リサイクル対応型印刷資材」（ランクリスト中、☆印の資材）については、「リサイクル対応型印刷資材データベース」に登録されている、特定の銘柄のみがリサイクル対応型印刷資材となります。

◇「ファンシーペーパー・抄色紙」（ランクリスト中、\*印の資材）については、個別にメーカーまたは代理店にリサイクル適性を確認してください。

#### 資材ごとのランクの確認



## ランクリスト一覧

|             | Aランク<br>紙、板紙へのリサイクルに<br>おいて阻害にならない                                  | Bランク<br>紙へのリサイクルには阻害と<br>なるが、板紙へのリサイクル<br>には阻害とならない                               | Cランク<br>紙、板紙へのリサイクルに<br>おいて阻害となる   | Dランク<br>微量の混入でも除去すること<br>ができないため、紙・板紙への<br>リサイクルが不可能になる |
|-------------|---|---|--|---|
| <b>紙</b>    | ○普通紙<br>アート紙／コート紙／上質紙／中質紙／更紙  | —   | —  | —   |
|             | ○加工紙<br>抄色紙(A)*／ファンシーペーパー(A)*／樹脂含浸紙(水溶性のもの)                         | ○加工紙<br>抄色紙(B)*／ファンシーペーパー(B)*／ポリエチレン等樹脂コーティング紙／ポリエチレン等樹脂ラミネート紙／グラシンペーパー／インディアペーパー | ○加工紙<br>抄色紙(C)*／ファンシーペーパー(C)*／樹脂含浸紙(水溶性のものを除く)／硫酸紙／ターポリン紙／ロウ紙／セロハン／合成紙／カーボン紙／ノーカーボン紙／感熱紙／圧着紙 | ○加工紙<br>捺染紙／昇華転写紙／感熱性発泡紙／芳香紙                            |
| <b>インキ類</b> | ○通常インキ<br>凸版インキ／平版インキ(オフセットインキ)／溶剤型グラビアインキ／溶剤型フレキソインキ／スクリーンインキ      | ○通常インキ<br>水性グラビアインキ／水性フレキソインキ   | —  | —   |
|             | ○特殊インキ<br>リサイクル対応型UVインキ☆<br>／オフセット用金・銀インキ／パールインキ／OCRインキ(油性)         | ○特殊インキ<br>UVインキ／グラビア用金・銀インキ／OCR UVインキ／EBインキ／蛍光インキ                                 | ○特殊インキ<br>感熱インキ／減感インキ／磁性インキ  | ○特殊インキ<br>昇華性インキ／発泡インキ／芳香インキ                            |
|             | ○特殊加工<br>OPニス   | —   | —  | —   |
|             | ○デジタル印刷インキ類<br>リサイクル対応型ドライトナー☆                                      | ○デジタル印刷インキ類<br>ドライトナー   | —  | —   |
| <b>加工資材</b> | ○製本加工<br>製本用針金／ホッチキス等<br>／難細裂化EVA系ホットメルト☆<br>／PUR系ホットメルト☆<br>／水溶性のり | ○製本加工<br>製本用糸<br>／EVA系ホットメルト  | ○製本加工<br>クロス貼り<br>(布クロス、紙クロス)  | —   |
|             | ○表面加工<br>光沢コート(ニス引き、プレスコート)   | ○表面加工<br>光沢ラミネート(PP貼り)／UVコート、UVラミネート／箔押し  | —  | —   |
|             | ○その他加工<br>リサイクル対応型シール(全離解可能粘着紙)☆                                    | ○その他加工<br>シール(リサイクル対応型を除く)  | ○その他加工<br>立体印刷物(レンチキュラーレンズ使用)  | —   |
| <b>その他</b>  | —   | ○異物<br>粘着テープ<br>(リサイクル対応型)  | ○異物<br>石／ガラス／金物(製本用ホッチキス、針金等除く)／土砂／木片／プラスチック類／布類／建材(石こうボード等)／不織布／粘着テープ(リサイクル対応型を除く)          | ○異物<br>芳香付録品<br>(芳香剤、香水、口紅等)                            |

☆印の資材は、リサイクル対応型印刷資材データベースに掲載されていることをご確認ください。

- 難細裂化EVA系ホットメルト
- リサイクル対応型シール
- PUR系ホットメルト
- リサイクル対応型ドライトナー
- リサイクル対応型UVインキ

\*印の資材は、個別にメーカーまやは代理店にランクご確認ください。

- 抄色紙(A)～(C)
- ファンシーペーパー(A)～(C)

## 2.2. リサイクル対応型印刷資材データベース

「リサイクル対応型印刷資材」(ランクリスト中、☆印の資材)については、使用する銘柄がリサイクル対応型であるかどうか、日印産連ホームページに掲載のデータベースで確認してください。

これらの資材は、所定の試験・評価を受けてリサイクル適性を確認したものです。

### 【リサイクル対応型印刷資材】

- 難細裂化EVA系ホットメルト
- リサイクル対応型シール
- PUR系ホットメルト
- リサイクル対応型ドライトナー
- リサイクル対応型UVインキ



[http://www.jfpi.or.jp/recycle/print\\_recycle\\_material/](http://www.jfpi.or.jp/recycle/print_recycle_material/)

## 3. リサイクル対応型印刷物の製作手順と資材確認票

リサイクル対応型印刷物の製作は、企画段階から発注者・印刷会社・デザイナーが相談・協力して進めてください。とくに重要なのが、印刷物のリサイクル適性を確認し、識別表示の根拠となる、資材確認票です。

### 3.1. 資材確認票(見積段階)

- 発注者は、リサイクル対応型仕様を希望すること、または発注の条件とすることを印刷会社に伝えた上で、資材確認票の作成・提出を依頼してください。
- 印刷会社は、営業、生産、資材、品質保証等の各部門の間で情報を交換し、自社および外注先での使用資材を把握し、リサイクル対応型仕様での受注・製作が可能であることを確認した上で、資材確認票を作成・提出してください。

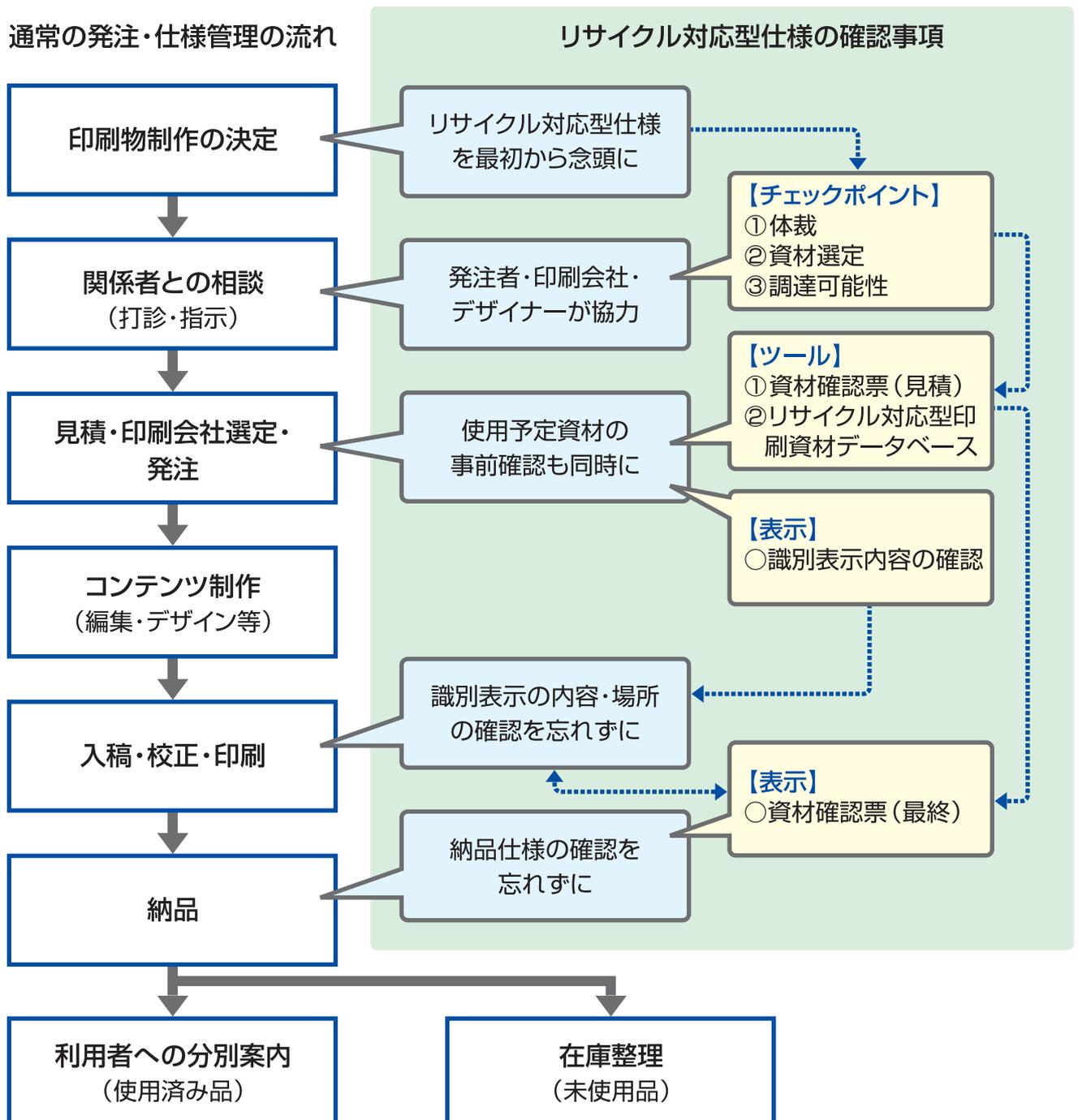
◇資材の製造元・銘柄名については、発注者の了解があれば、記入しなくてもよいこととします(印刷会社において、リサイクル適性の確認記録を作成し保管してください)。

◇ただし、「リサイクル対応型印刷資材」(ランクリスト中、☆印の資材)と「ファンシーペーパー・抄色紙」(ランクリスト中、\*印の資材)については、必ず製造元・銘柄名を記入してください。

### 3.2. 資材確認票（最終）

- 識別表示は最終仕様にもとづいて行われるので、印刷会社より、納品時に、資材確認票（最終）を発注者に提出してください。  
◇ただし、印刷物のリサイクル適性に影響を与える資材変更がない場合は、資材確認票（最終）の提出に代えて、納品時に、見積段階でのリサイクル適性に変更がないことを、書面で通知（納品書に記載する等）してもよいこととします。
- 印刷物のリサイクル適性の変更を伴う資材変更が発生する場合は、必ず印刷会社から発注者に事前に連絡し、リサイクル適性の識別表示の変更等の対応を行ってください。

#### リサイクル対応型印刷物製作の流れ





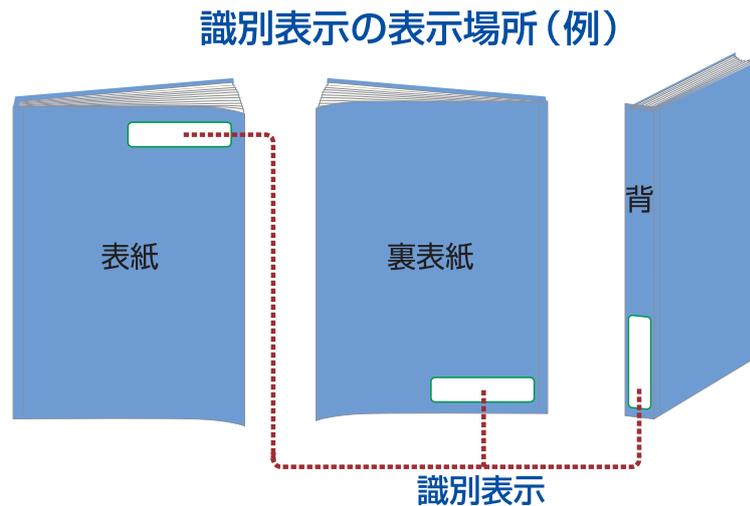
## 4. 識別表示

印刷物に使用する資材のランク（印刷物のリサイクル適性）に応じて、文言・記号及びその組み合わせによる識別表示を行い、排出時の分別を促進します。

### 4.1. 表示場所

文言・識別記号は、冊子状の印刷物の場合は、表紙、裏表紙または背に表示する。

チラシ・ポスターなど1枚ものの場合は、表面（両面印刷の場合はいずれかの面）に表示する。



### 4.2. 文言

印刷物に使用する資材のランク（印刷物のリサイクル適性）により、以下のいずれかの文言を表示します。

● Aランクの資材のみ使用の場合は、以下の表現を使用してください。

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

◇ 下線部は、印刷物の種類に応じ、雑誌、本、パンフレット等に適宜置き換え可とする。

● AまたはBランクの資材のみ使用の場合は、以下の表現を使用してください。

この印刷物は、板紙へリサイクルできます。

◇ 下線部は、印刷物の種類に応じ、雑誌、本、パンフレット等に適宜置き換え可とする。

● CまたはDランクの資材を使用する場合は、以下の表現を参考に表示してください。

（表紙、裏表紙、背に表示する場合）

この印刷物は、〇〇にリサイクルに適さない資材を使用しています。

この印刷物は、〇〇にリサイクルに適さない資材を使用しているので、古紙回収に出す場合には、取り除いてください。

◇ 一重下線部は、印刷物の種類に応じ、雑誌、本、パンフレット等に適宜置き換え可とする。

◇ 二重下線部は、表紙、付録、とじこみ等、該当箇所を簡潔に示す表現とする。

(当該資材に直接表示する場合)

この〇〇は、リサイクルできません。

この〇〇は、リサイクルできません。古紙回収に出す場合には取り除いて、ごみとして処分してください。

◇下線部には、当該資材の名称を入れる。

### 4.3. 識別記号

印刷物に使用する資材のランク（印刷物のリサイクル適性）により、以下のいずれかの記号を表示します。

● Aランクの資材のみ使用の場合

**リサイクル適性** (A) （アルファベット大文字のAを二重丸で囲む）

● AまたはBランクの資材のみ使用の場合（リサイクル適性 (A) の場合を除く）

**リサイクル適性** (B) （アルファベット大文字のBを一重丸で囲む）

### 4.4. 表示例

Aランク資材のみ使用の場合

**リサイクル適性** (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

AまたはBランク資材のみ使用の場合

**リサイクル適性** (B)

この印刷物は、板紙へ  
リサイクルできます。

◇冊子状の印刷物の場合、印刷物中に上記表示がある場合は、表紙・裏表紙・背においては、

(A) (B) の識別記号のみを表示してもよいこととする。

## 5. 資材確認票、表示例・識別記号の入手

リサイクル対応型印刷物の資材確認票、表示例・識別記号は、日印産連ホームページの下記ページに掲載します。そこからダウンロードし、**利用者の責任において、適正**に使用してください。

◇掲載ページ⇒ [http://www.jfpi.or.jp/recycle/print\\_recycle/data.html](http://www.jfpi.or.jp/recycle/print_recycle/data.html)

## 6. リサイクル対応型印刷物についての問い合わせ先

一般社団法人日本印刷産業連合会 <http://www.jfpi.or.jp>

〒104-0041 東京都中央区新富1-16-8日本印刷会館8階

電話 03-3553-6051 FAX 03-3553-6079

